

名古屋工業高等学校「いじめ防止基本方針」

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条1項の規程に基づき定めるものとする。

1. はじめに

(1) いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) 学校および教職員の責務

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という各教職員共通の認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のための対策を推進する。また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに十分に注意する。

2. 基本的施策

(1) いじめの防止

①啓発活動

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを、毎月行われる集会時等、機会あるごとに全校生徒に周知する。インターネットを通じて行われるいじめに関しては、家庭において行われることもあり得ることから、保護者に対しても啓発活動に努める。

②いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

<構成>

副校長、生活指導部長、学年主任

<責務>

いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成。

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、

共有。

いじめの疑いに係る情報があつた時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

(2) 早期発見

①相談体制

教職員は、生徒及び保護者が躊躇なくいじめに係る相談を行うことができるよう、日頃より生徒との良好な人間関係の構築に努める。

②教員による巡回

手の空いた教員により、昼休み等に校内巡回を行う。

③着衣の確認

本人自身の制服、実習服ならびに体操服を着用していることを、担任、実習教科担任、体育教科担任が、毎月行われる集会時や各授業開始時に確認する。他人名義の服の着用を見つけた場合は、他人の服を着用するに至った理由をよく確認する。

④意見箱

いじめに関する相談、目撃談に対し、直接申し出ることがはばかられる場合は、意見箱を利用するよう呼び掛ける。

(3) いじめの疑いのある事案を把握した場合の措置

生徒がいじめを受けていると思われる事案を把握した場合は、特定の教職員で抱え込まず、委員会を中心として、速やかに事実確認を行う。

3. いじめがあつたことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒への対応

いじめを止めさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者への支援を行う。

いじめを受けた生徒に対しては、本人の希望により教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った生徒への対応

いじめを止めさせ、またその再発を防止するため、いじめを行った生徒に対す

る指導、およびその保護者に対する助言を行う。

(3) 警察との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認められる時は、所轄警察署と連携して対処するものとする。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時は、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置する。

<構成>

校長、副校長、生活指導部長、教務部長、当該学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問

<設置期間>

重大事態発生毎に設置する

<所掌事項>

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供する。

(3) 県への報告

重大事態が発生した時および調査結果について、速やかに県私学振興室に報告する。